

# 福知山公立大学における受託研究等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学（以下「本学」という。）が民間等外部の機関、団体等（以下「委託者」という。）からの委託を受けて行う研究及び調査並びに公開講座、シンポジウム、各種フォーラム等の企画、運営に係る業務等（以下「研究等」という。）の受託に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究等 本学が行う研究等でこれに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 委託者 国、地方公共団体、企業その他の法人、法人以外の団体及び個人をいい、これに準ずる国外の機関等を含むものとする。
- (3) 研究等担当者 受託研究等を担当する本学の職員をいう。
- (4) 研究等代表者 研究等担当者のうち研究等の推進に関する責任を有し、当該受託研究等の担当組織を代表する職員で、第6条第2項の規定により学長が指名した者をいう。
- (5) 機構長 本学の北近畿地域連携機構（以下「機構」という。）の長をいう。
- (6) 知的財産 公立大学法人福知山公立大学知的財産取扱規程第2条第1項に定める知的財産をいう。
- (7) 知的財産権 前号に規定する知的財産についてのすべての権利をいう。

(受託の原則)

第3条 研究等の受託は、当該研究等が教育研究上有意義であり、かつ、本学における本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受託の条件)

第4条 研究等を受託しようとする場合は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 委託者の一方的な都合により研究等を中止することはできないこと。
- (2) やむを得ない事由により研究等を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責任を負わないこと。
- (3) 研究等に要する経費（以下「受託研究等費」という。）により取得した設備、備品等は、本学に帰属するものであること。
- (4) 納入された受託研究等費は、原則として、委託者に返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、研究等の受入れに関し必要と認める条件を付すことがある。

(研究等の受託申請)

第5条 本学に研究等の受託を申請しようとする委託者の代表者は、別記第1号様式による受託研究等申請書を、機構長を経由して学長に提出しなければならない。

2 機構長は、前項の申請書を受理したときは、申請に係る研究等の内容を踏まえ、機構において研究等担当候補者を選考し、当該申請書の表2に記載したうえ選考した研究等担当者が所属する学部の長（以下「学部長」という。）に送付するものとする。

3 学部長は、前項の申請書等の送付があったときは、当該申請書に当該学部長が統括する教授会の受託の可否等に関する意見を付して学長に送付するものとする。ただし、学長が認める場合に限り、教授会の意見を省略することができる。

4 前項において研究等の受託を可能とした場合は、同項の意見のほか、当該研究に係る研究等担当者及び研究等担当組織に対する意見並びに当該研究等担当者が作成した受託研究等計画書（別紙1）を添付するものとする。

(受託の承認)

第6条 学長は、前条第3項の申請書を受理したときは、その委託の内容及び受託研究等計画書を審査し、第3条の要件等に鑑み適当と認める場合は、当該研究等の受託を承認することができる。

2 学長は、前項の承認をしたときは、学部長の意見を聴いたうえで当該受託研究等の代表者を指名するものとする。

3 学長は、第1項の承認及び前項の指名をしたときは、その旨を学部長及び機構長並びに委託者の代表者に通知する。この場合において、委託者の代表者に対する通知は機構長を経由して行うものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、前条第1項の規定により研究等の受託を承認したときは、速やかに委託者との間で当該受託研究等の実施に当たっての契約を締結するものとする。

(研究等に要する費用の負担等)

第8条 委託者は、当該研究等の遂行のため必要となる人件費、物品費、旅費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究等の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額（第4条第1項第(5)号の「受託研究等費」）を負担するものとする。

- 2 間接経費は、契約書に特別の定めがない場合に限り、直接経費の10%に相当する額を標準とする。
- 3 受託研究等費の積算は、受託研究等費積算内訳書（別紙2）により行うものとする。
- 4 委託者は、前条に規定する契約の定めるところに従い受託研究等費を納入しなければならない。  
（受託研究等費の経理）

第9条 受託研究等費に関する経理は、すべて本学の会計を通して適正に行わなければならない。  
（研究等の中止等）

第10条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該受託研究等の中止又はその期間の延長をすることができる。

- 2 学長は、前項の規定により受託研究等の中止又はその期間の延長を決定したときは、その旨を委託者の代表者並びに学部長及び機構長に通知するとともに、当該受託研究等に係る契約の解除又は変更を行うものとする。

- 3 第1項の規定により、受託研究等を中止した場合において、既に納入された受託研究等費に不用額が生じたときは、その全部又は一部を委託者の返還請求に基づいて返還することができる。  
（研究等の完了報告）

第11条 研究等代表者は、受託した研究等が完了したときは、速やかに当該研究等によって得られた成果をまとめた受託研究等完了報告書（別記第2号様式）を、受託研究等収支決算書とともに機構長を經由して学部長及び学長に提出するものとする。  
（受託者への通知）

第12条 学長は、前条の報告書等を受理したときは、速やかに当該受託研究等の成果を委託者の代表者に通知するものとする。  
（研究等の成果の公表）

第13条 受託研究等に係る研究等成果の公表の内容、時期、方法等は、学長及び委託者の代表者が協議して定めるものとする。  
（知的財産の取扱い）

第14条 受託研究等の結果生じた知的財産及び知的財産権の取扱いについては、学長及び委託者の代表者が協議して定めるものとする。  
（秘密の保持）

第15条 受託研究等の実施に当たり、委託者の技術上又は営業上等の情報を知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分留意しなければならない。  
（受託の特例）

第16条 受託研究等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この規定の全部又は一部を適用せず、又は変更することができる。

- （1）国、政府関係機関、地方公共団体又は国際機関からの委託又は再委託の場合で、学長が必要と認めるもの
  - （2）前号に定めるもののほか、学長が特別な事情があると認めるもの
- （改廃）

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。  
（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

第1号様式

第2号様式